

姫路市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和2 年度の人件費率
令和 3年度	人 530,877	千円 233,327,010	千円 5,496,029	千円 35,840,790	% 15.4	% 12.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

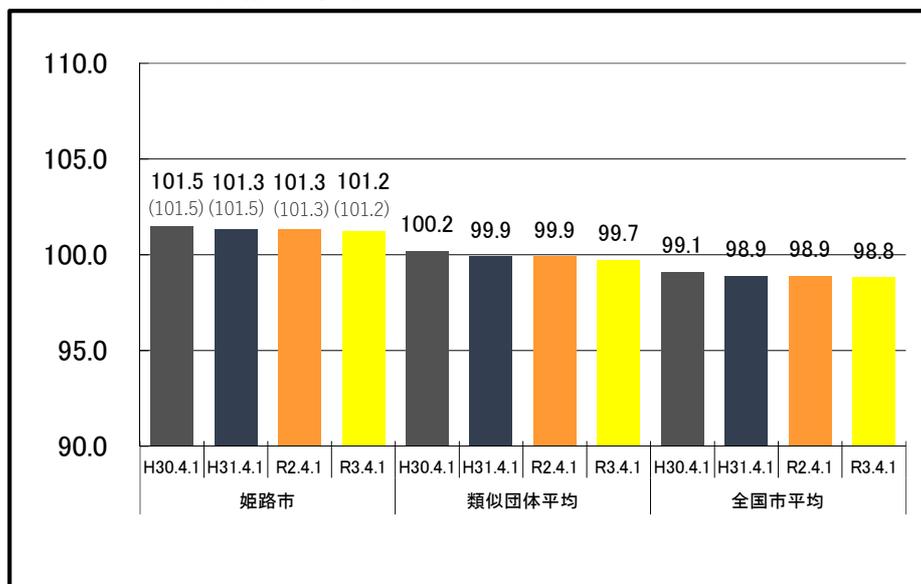
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B		
令和 3年度	人 3,644	千円 14,225,471	千円 3,651,315	千円 5,758,925	千円 23,635,711	千円 6,486	千円 6,332

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基

づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(理由)

初任給の額が国を上回っている。また、給与表の構造が一部、国と異なっている。

(改善の見込み)

給料表の構造を見直すとともに、昇格時の対応号給を1号給引下げ、給料水準の適正化を図る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。

若年層については、国の見直しに準じて据え置く一方、高齢層については最大6.0%の減額を実施。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準3%に対し、姫路市においても3%を支給(改定なし)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	43.9歳	331,300円	419,984円	368,905円
兵庫県	43.3歳	324,900円	422,219円	377,354円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	42.0歳	318,322円	407,946円	363,649円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	50.1歳	544	336,900円	414,063円	359,686円
うち 清掃職員	49.5歳	202	341,700円	455,308円	368,374円
うち 学校給食員	47.8歳	88	341,800円	372,333円	361,176円
うち 守衛	51.0歳	35	350,100円	466,515円	379,729円
うち 用務員	55.8歳	76	326,100円	359,552円	341,300円
うち 自動車運転手	56.2歳	6	348,000円	447,117円	366,967円
兵庫県	56.8歳	334	335,200円	401,571円	370,921円
国	51.1歳	2,114	286,570円	—	328,416円
類似団体	50.5歳	193	321,523円	379,807円	352,752円
区分	民間				参考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
姫路市	—	—	—	—	
うち 清掃職員	廃棄物処理業	47.0歳	306,000円	1.49	
うち 学校給食員	飲食物調理従事者 (平成31年調査までは 「調理士」)	43.0歳	267,000円	1.39	
うち 守衛	警備員 (平成31年調査までは 「守衛」)	51.9歳	258,500円	1.81	
うち 用務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者 (平成31年調査までは 「用務員」)	49.1歳	236,600円	1.52	
うち 自動車運転手	乗用自動車運転者(タク シー運転者を除く) (平成31年調査までは「自 家用乗用自動車運転者」)	55.6歳	247,300円	1.81	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
姫路市	—	—	—
うち 清掃職員	7,184,896円	4,266,500円	1.68
うち 学校給食員	6,187,996円	3,525,000円	1.76
うち 守衛	7,343,580円	3,520,600円	2.09
うち 用務員	5,743,524円	3,187,900円	1.80
うち 自動車運転手	7,041,304円	3,308,200円	2.13

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成31年～令和3年の3か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	38.1歳	300,600円	392,459円	333,965円
兵庫県	—	—	—	—
類似団体	38.7歳	305,482円	404,212円	351,423円

④ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	45.2歳	359,000円	410,566円
兵庫県	45.0歳	367,600円	441,587円
類似団体	46.2歳	382,485円	448,825円

⑤ 幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	41.1歳	338,200円	396,240円
兵庫県	41.3歳	355,500円	415,377円
類似団体	39.0歳	307,316円	360,744円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		姫 路 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	191,800円	188,700円	182,200円
	高 校 卒	157,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	154,400円	151,600円	—
消 防 職	大 学 卒	192,500円	—	—
	高 校 卒	165,100円	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	212,400円	210,800円	—
幼稚園教育職	大 学 卒	184,100円	210,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

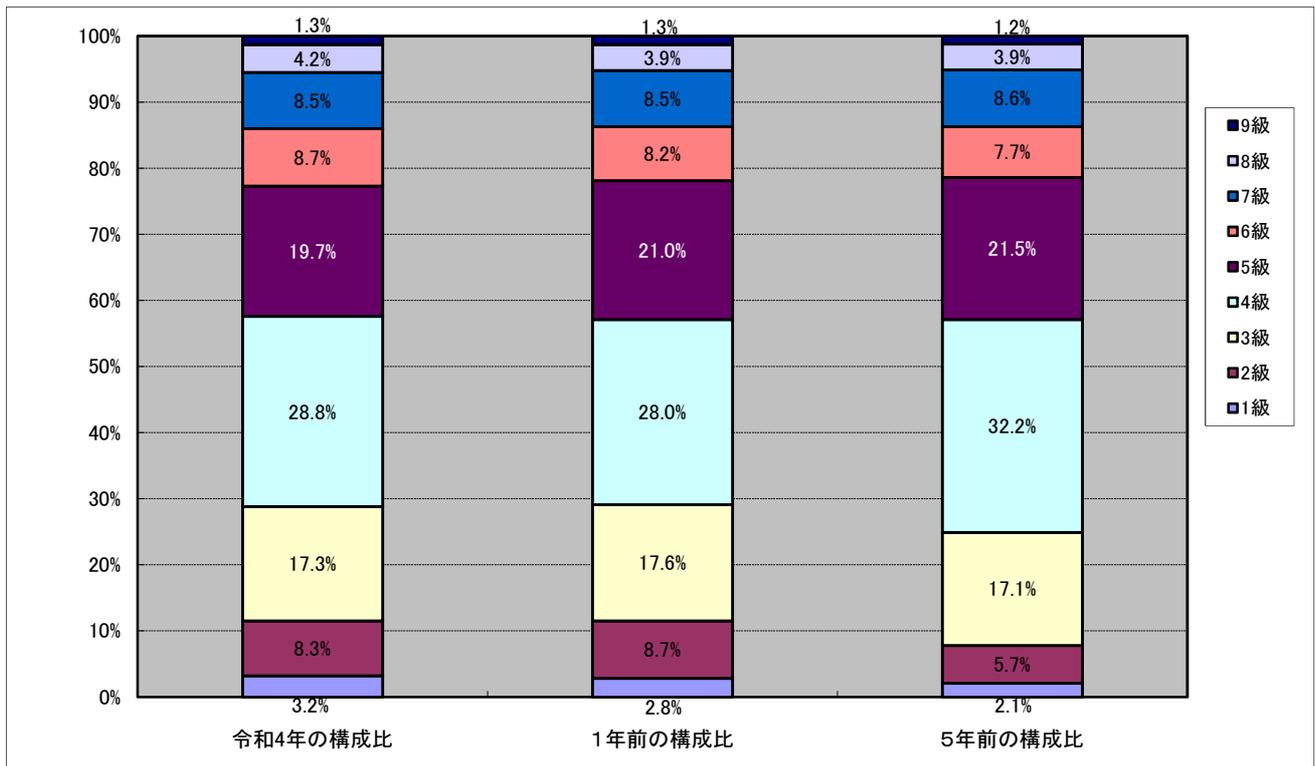
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	273,604円	364,569円	391,869円	412,674円
	高 校 卒	223,433円	308,620円	352,300円	376,156円
技能労務職	高 校 卒	—	—	359,200円	358,160円
	中 学 卒	—	273,600円	328,800円	359,781円
消 防 職	大 学 卒	267,350円	364,600円	381,900円	379,400円
	高 校 卒	241,278円	323,160円	376,967円	383,683円
高等学校教育職	大 学 卒	315,744円	399,013円	427,267円	431,947円
幼稚園教育職	高 校 卒	—	393,571円	420,729円	398,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

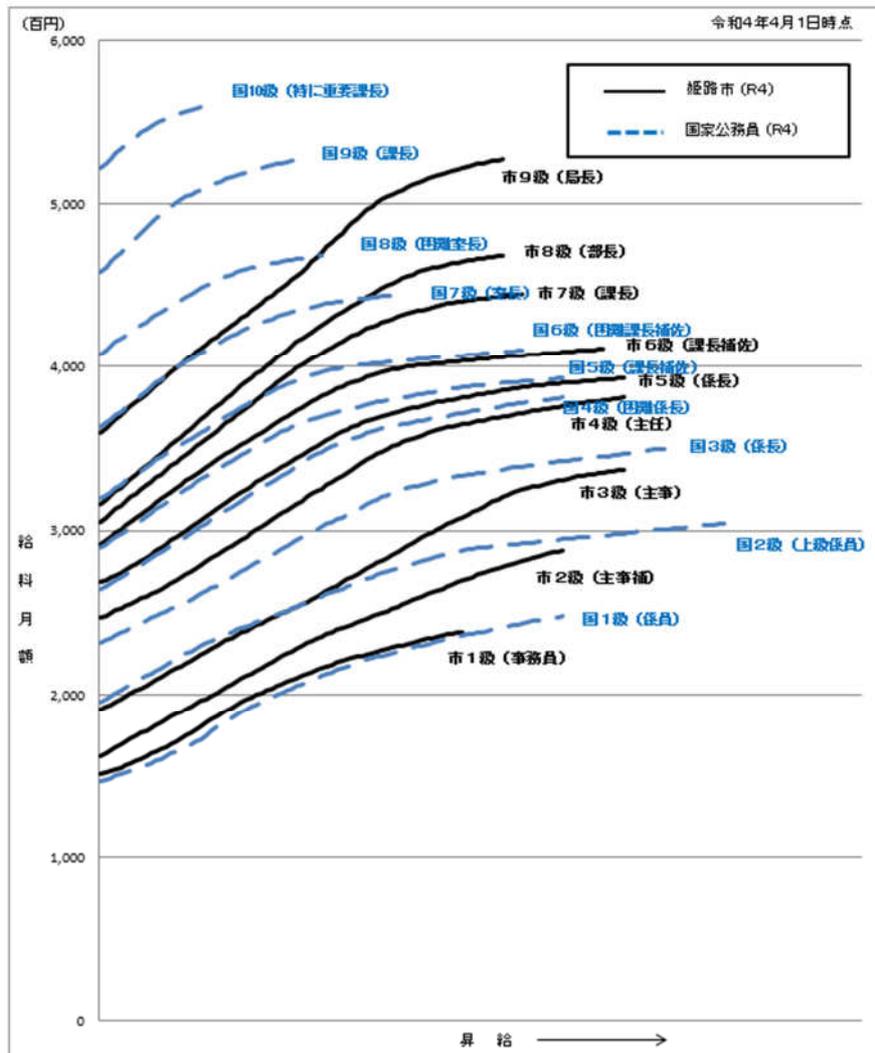
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（〇年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員、技術員	54人	3.2%	150,600円	238,400円
2 級	主事補、技師補	140人	8.3%	162,100円	288,200円
3 級	主事、技師	292人	17.3%	190,500円	337,300円
4 級	主任、技術主任	487人	28.8%	246,600円	381,000円
5 級	係長	333人	19.7%	268,400円	393,000円
6 級	課長補佐	147人	8.7%	291,600円	411,200円
7 級	課長	144人	8.5%	305,100円	444,900円
8 級	部長	71人	4.2%	316,100円	468,600円
9 級	局長	23人	1.3%	359,900円	527,500円

- (注) 1 姫路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（姫路市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

姫路市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,548千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,693千円	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（姫路市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

姫路市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2%～45%加算			2%～45%加算		
1人当たり平均支給額					
	自己都合	応募認定・定年			
	2,558千円	21,460千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			469,361千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			124,400円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
姫路市（医師以外）	3%	3,759人	3%	
姫路市（医師）	16%	6人	16%	
東京都	20%	8人	20%	

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	118,859千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	83,940円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	36.9%
手当の種類（手当数）	33種
手当の詳細（名称、支給対象職員・業務、支給額及び支給実績（令和3年度決算））	（別紙1）特殊勤務一覧表参照

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	1,300,638千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	408千円
支給実績（令和3年度決算）	1,233,198千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	390千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）						
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される。 ○配偶者6,500円 ○扶養親族である子1人につき10,000円 ○配偶者又は子以外の扶養親族局長級の職員 支給なし 部長級の職員 1人につき3,500円 その他の職員 1人につき6,500円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	421,993千円	252,842円						
住居手当	借家28,000円(限度額)	同	—	210,686千円	279,795円						
通勤手当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道2km以上)に支給される。 ○交通機関等の利用者 定期券等の価額(6か月定期)により支給される。(限度額:1か月当たり55,000円) ○自動車、自転車等の利用者 <table border="1" data-bbox="347 2004 667 2132"> <tr> <th>通勤距離</th> <th>月額</th> </tr> <tr> <td>2km未満</td> <td>不支給</td> </tr> <tr> <td>2km以上5km未満</td> <td>4,100円</td> </tr> </table>	通勤距離	月額	2km未満	不支給	2km以上5km未満	4,100円	異	自動車、自転車等の使用者の通勤距離ごとの支給額が相違	385,159千円	113,986円
通勤距離	月額										
2km未満	不支給										
2km以上5km未満	4,100円										

	<table border="1"> <tr><td>5 km以上 10 km未満</td><td>6,200 円</td></tr> <tr><td>10 km以上 15 km未満</td><td>8,300 円</td></tr> <tr><td>15 km以上 20 km未満</td><td>10,400 円</td></tr> <tr><td>20 km以上 25 km未満</td><td>12,900 円</td></tr> <tr><td>25 km以上 30 km未満</td><td>15,800 円</td></tr> <tr><td>30 km以上 35 km未満</td><td>18,700 円</td></tr> <tr><td>35 km以上 40 km未満</td><td>21,600 円</td></tr> <tr><td>40 km以上 45 km未満</td><td>24,400 円</td></tr> <tr><td>45 km以上 50 km未満</td><td>26,200 円</td></tr> <tr><td>50 km以上 55 km未満</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td>55 km以上 60 km未満</td><td>29,800 円</td></tr> <tr><td>60 km以上</td><td>31,600 円</td></tr> </table>	5 km以上 10 km未満	6,200 円	10 km以上 15 km未満	8,300 円	15 km以上 20 km未満	10,400 円	20 km以上 25 km未満	12,900 円	25 km以上 30 km未満	15,800 円	30 km以上 35 km未満	18,700 円	35 km以上 40 km未満	21,600 円	40 km以上 45 km未満	24,400 円	45 km以上 50 km未満	26,200 円	50 km以上 55 km未満	28,000 円	55 km以上 60 km未満	29,800 円	60 km以上	31,600 円				
5 km以上 10 km未満	6,200 円																												
10 km以上 15 km未満	8,300 円																												
15 km以上 20 km未満	10,400 円																												
20 km以上 25 km未満	12,900 円																												
25 km以上 30 km未満	15,800 円																												
30 km以上 35 km未満	18,700 円																												
35 km以上 40 km未満	21,600 円																												
40 km以上 45 km未満	24,400 円																												
45 km以上 50 km未満	26,200 円																												
50 km以上 55 km未満	28,000 円																												
55 km以上 60 km未満	29,800 円																												
60 km以上	31,600 円																												
	徒歩 不支給																												
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始の休日)に勤務することを命ぜられた職員に支給される。	同	—	305,444千円	220,219円																								
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌朝5時)に勤務した職員に支給される。	同	—	56,290千円	101,059円																								
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>局長級</td><td>局長 128,000円 理事 103,000円</td></tr> <tr><td>部長級</td><td>94,000円</td></tr> <tr><td>課長級</td><td>77,000円</td></tr> <tr><td>課長補佐級</td><td>42,000円</td></tr> <tr><td>※</td><td></td></tr> <tr><td>係長級 ※</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>校長</td><td>68,300円</td></tr> <tr><td>教頭</td><td>52,900円</td></tr> <tr><td>幼稚園園長</td><td>専任園長42,000円 園長38,000円</td></tr> <tr><td>管理指導主事</td><td>56,000円</td></tr> </tbody> </table>	月額		局長級	局長 128,000円 理事 103,000円	部長級	94,000円	課長級	77,000円	課長補佐級	42,000円	※		係長級 ※	38,000円	校長	68,300円	教頭	52,900円	幼稚園園長	専任園長42,000円 園長38,000円	管理指導主事	56,000円	異	区分ごとの支給額相違	346,625千円	777,186円		
月額																													
局長級	局長 128,000円 理事 103,000円																												
部長級	94,000円																												
課長級	77,000円																												
課長補佐級	42,000円																												
※																													
係長級 ※	38,000円																												
校長	68,300円																												
教頭	52,900円																												
幼稚園園長	専任園長42,000円 園長38,000円																												
管理指導主事	56,000円																												

	指導主事	29,000円									
	※出先機関の長である職員に限る。										
管理職員特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等又は平日の深夜に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給される。		異	勤務時間ごとの区分及び支給額を細分化	5,017千円	32,791円					
	管理職員 (身分名)	勤務時間等 ※1					平日 深夜				
		休日等									
		3時間以下 ※1					3時間超 6時間以下	6時間超			
	理事等	6,000円					12,000円	18,000円	6,000円		
	参事	5,000円					10,000円	15,000円	5,000円		
	主幹	4,250円					8,500円	12,750円	4,300円		
	課長補佐 級、係長級 ※2	3,000円					6,000円	9,000円	3,000円		
	校長・教育 主幹	3,500円					7,000円	10,500円	3,500円		
	園長・教頭・ 係長・管理 指導主事	3,000円					6,000円	9,000円	3,000円		
	※1 原則1時間に満たない場合は支給されない。 ※2 管理職手当の支給対象者に限る。										
単身赴任 手当	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される。 (月額) 30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 (8,000円～70,000円)		同	—	2,400千円	600,000円					
教員特別 手当	高等学校教員及び教育委員会指導主事に支給される。 月額 適用を受ける給料表の区分に応じて支給される。(2,000円～8,200円)				12,940千円	69,570円					
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される。 勤務1回につき4,400円(入院患者の病状の急変等に 対処するための医師の宿日直勤務については、21,000円)		同	—	18千円	4,500円					

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	1,180,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,180,000円 / 707,000円	
	副 市 町 村 長	960,000円 ※令和4年4月においては、市長は 2/10を減額し、944,000円	974,000円 / 696,000円	
報 酬	議 長	823,000円	827,000円 / 584,000円	
	副 議 長	747,000円	748,000円 / 504,000円	
	議 員	685,000円	700,000円 / 475,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (給料月額+地域手当)×1.2×支給月数 (※) (令和3年度支給割合) 4.45月分 ※算定額から市長は15/100、副市長は10/100を減額		
	議 長 副 議 長 議 員	(算定方式) 報酬月額×1.2×支給月数 (令和3年度支給割合) 4.45月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.54 給料月額×在職月数×0.32	(1期の手当額) 30,585,600円 14,745,600円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

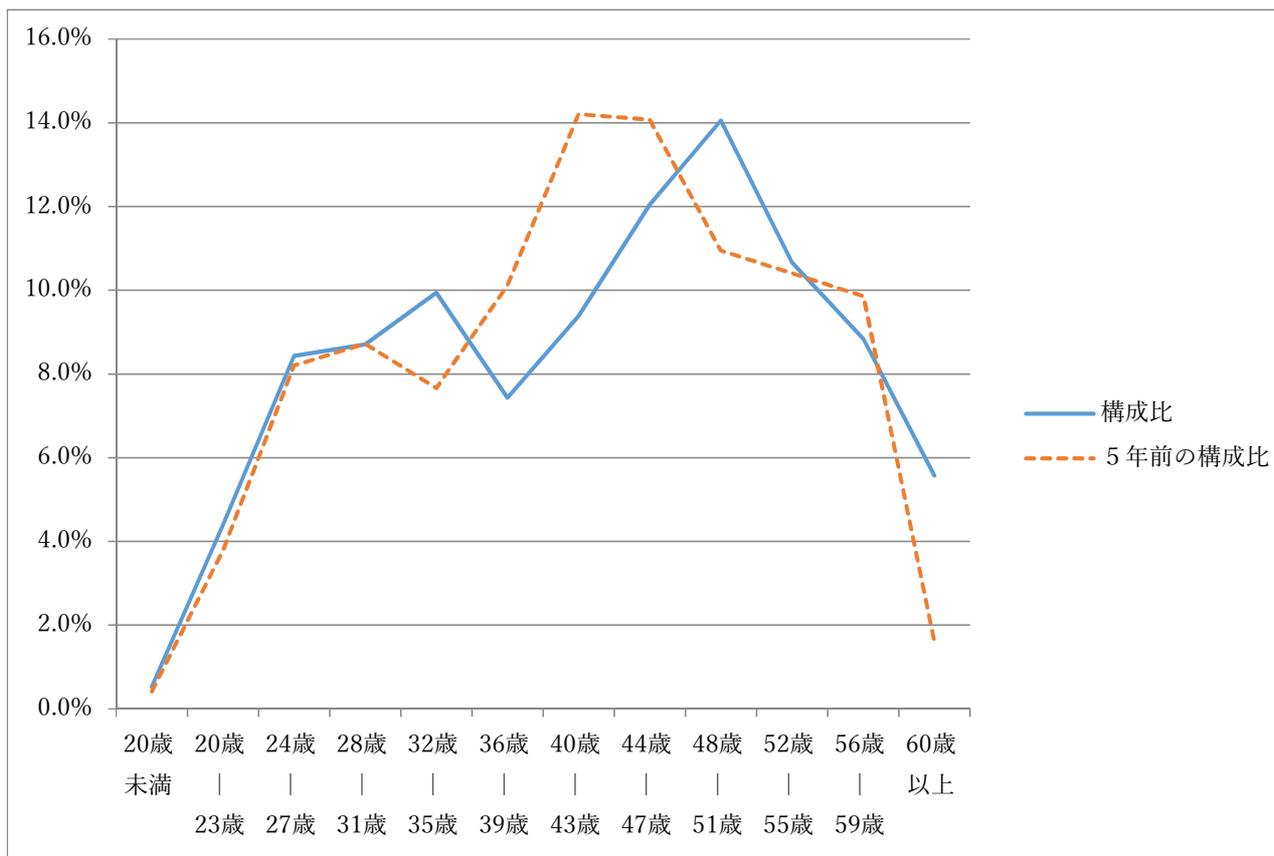
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	25	25	0	
		総務	537	536	▲ 1	
		税務	124	121	▲ 3	新型コロナウイルス関連応援
		労働	4	4	0	
		農林水産	76	78	2	
		商工	96	133	37	教育部門から美術館・文学館の移管
		土木	418	406	▲ 12	文化コンベンション施設の整備終了
		民生	704	724	20	新型コロナウイルス関連応援 子ども子育て支援関連
		衛生	456	472	16	予算区分の変更
	計	2,440	2,499	59	<参考> 人口1万当たり職員数 47.06人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 46.78人)	
	教育部門	628	609	▲ 19	商工部門への美術館・文学館の移管	
	消防部門	576	578	2		
	小計	3,644	3,686	42	<参考> 人口1万当たり職員数 69.42人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 64.20人)	
公営 企業 等 部門	水道	118	115	▲ 3	組織統合による	
	交通			0		
	下水道	92	94	2		
	その他	126	107	▲ 19	予算区分の変更	
	小計	336	316	▲ 20		
合計		3,980 [4,214]	4,002 [4,214]	22	<参考> 人口1万当たり職員数 75.37人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。ただし、教育部門の臨時的任用職員を除外。

(2) 年齢別職員構成の状況（○年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	21人	175人	336人	347人	396人	296人	374人	480人	560人	425人	352人	222人	3,984人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,313	2,334	2,366	2,417	2,440	2,499	186(7.4%)
教育	644	633	635	631	628	609	▲35(▲5.7%)
消防	561	563	561	569	576	578	17(2.9%)
普通会計計	3,518	3,530	3,562	3,617	3,644	3,686	168(4.6%)
公営企業等会計計	346	342	336	335	336	316	▲30(▲9.5%)
総合計	3,864	3,872	3,898	3,952	3,980	3,984	120(3.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。ただし、令和3年度以降については、教育部門の臨時的任用職員を除外。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) ○年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3 年度	千円 9,131,780	千円 2,508,797	千円 863,005	% 9.5	% 10.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 179,636 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3 年度	人 123	千円 475,215	千円 112,717	千円 189,187	千円 777,119	千円 6,318	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
姫路市	48.1歳	358,382円	549,098円
団体平均	45.5歳	335,492円	501,390円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

姫路市（水道事業会計）	姫路市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,538千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,548千円
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

姫路市（水道事業会計）	姫路市（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 1人当たり平均支給額 自己都合 0千円 応募認定・定年 20,689千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 1人当たり平均支給額 自己都合 2,558千円 応募認定・定年 21,460千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		14,951千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		122,549円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
姫路市	3%	122人	3%

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	1,219千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	20,317円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	48.8%
手当の種類（手当数）	6種類
手当の詳細	（別紙2）特殊勤務一覧表参照

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	50,521千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	432千円
支給実績（令和2年度決算）	55,423千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	462千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）														
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。 ○扶養親族である子 1人につき10,000円 ○配偶者及び子以外の扶養親族 局長級 支給なし 部長級 1人につき3,500円 その他 1人につき6,500円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	17,408千円	256,000円														
住居手当	借家28,000円（限度額）	同	—	4,161千円	277,400円														
通勤手当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。 ○交通機関等の利用者 定期券等の価額（6か月定期）により支給されます。（限度額1か月当たり55,000円） ○自動車、自転車等の利用者	同	—	12,636千円	110,842円														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤距離</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 km 未満</td> <td>不支給</td> </tr> <tr> <td>2 km 以上 5 km 未満</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>5 km 以上 10 km 未満</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td>10 km 以上 15 km 未満</td> <td>8,300 円</td> </tr> <tr> <td>15 km 以上 20 km 未満</td> <td>10,400 円</td> </tr> <tr> <td>20 km 以上 25 km 未満</td> <td>12,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	通勤距離	月額	2 km 未満	不支給	2 km 以上 5 km 未満	4,100 円	5 km 以上 10 km 未満	6,200 円	10 km 以上 15 km 未満	8,300 円	15 km 以上 20 km 未満	10,400 円	20 km 以上 25 km 未満	12,900 円				
通勤距離	月額																		
2 km 未満	不支給																		
2 km 以上 5 km 未満	4,100 円																		
5 km 以上 10 km 未満	6,200 円																		
10 km 以上 15 km 未満	8,300 円																		
15 km 以上 20 km 未満	10,400 円																		
20 km 以上 25 km 未満	12,900 円																		

	<table border="1"> <tr><td>25 km 以上 30 km 未満</td><td>15,800 円</td></tr> <tr><td>30 km 以上 35 km 未満</td><td>18,700 円</td></tr> <tr><td>35 km 以上 40 km 未満</td><td>21,600 円</td></tr> <tr><td>40 km 以上 45 km 未満</td><td>24,400 円</td></tr> <tr><td>45 km 以上 50 km 未満</td><td>26,200 円</td></tr> <tr><td>50 km 以上 55 km 未満</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td>55 km 以上 60 km 未満</td><td>29,800 円</td></tr> <tr><td>60 km 以上</td><td>31,600 円</td></tr> </table> <p>徒歩 不支給</p>	25 km 以上 30 km 未満	15,800 円	30 km 以上 35 km 未満	18,700 円	35 km 以上 40 km 未満	21,600 円	40 km 以上 45 km 未満	24,400 円	45 km 以上 50 km 未満	26,200 円	50 km 以上 55 km 未満	28,000 円	55 km 以上 60 km 未満	29,800 円	60 km 以上	31,600 円																					
25 km 以上 30 km 未満	15,800 円																																					
30 km 以上 35 km 未満	18,700 円																																					
35 km 以上 40 km 未満	21,600 円																																					
40 km 以上 45 km 未満	24,400 円																																					
45 km 以上 50 km 未満	26,200 円																																					
50 km 以上 55 km 未満	28,000 円																																					
55 km 以上 60 km 未満	29,800 円																																					
60 km 以上	31,600 円																																					
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。	同	—	9,117千円	162,804円																																	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌朝5時）に勤務した職員に支給されます。	同	—	6,029千円	301,450円																																	
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>月額</td></tr> <tr><td rowspan="2">局長級</td><td>局長 128,000円</td></tr> <tr><td>理事 103,000円</td></tr> <tr><td>部長級</td><td>94,000円</td></tr> <tr><td>課長級</td><td>77,000円</td></tr> <tr><td>課長補佐級 ※</td><td>42,000円</td></tr> <tr><td>係長級 ※</td><td>38,000円</td></tr> </table> <p>※出先機関の長である職員に限ります。</p>		月額	局長級	局長 128,000円	理事 103,000円	部長級	94,000円	課長級	77,000円	課長補佐級 ※	42,000円	係長級 ※	38,000円	同	—	5,748千円	958,000円																				
	月額																																					
局長級	局長 128,000円																																					
	理事 103,000円																																					
部長級	94,000円																																					
課長級	77,000円																																					
課長補佐級 ※	42,000円																																					
係長級 ※	38,000円																																					
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等又は平日の深夜に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給されます。</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">管理職員 (身分名)</td><td colspan="3">勤務時間等 ※1</td><td rowspan="2">平日 深夜</td></tr> <tr><td colspan="3">休日等</td></tr> <tr><td></td><td>3時間 以下</td><td>3時間超 6時間以下</td><td>6時間超</td><td></td></tr> <tr><td>理事等</td><td>6,000円</td><td>12,000円</td><td>18,000円</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>参事</td><td>5,000円</td><td>10,000円</td><td>15,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>4,250円</td><td>8,500円</td><td>12,750円</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>課長補佐級、 係長級 ※2</td><td>3,000円</td><td>6,000円</td><td>9,000円</td><td>3,000円</td></tr> </table> <p>※1 原則1時間に満たない場合は支給されません。 ※2 管理職手当の支給対象者に限ります。</p>	管理職員 (身分名)	勤務時間等 ※1			平日 深夜	休日等				3時間 以下	3時間超 6時間以下	6時間超		理事等	6,000円	12,000円	18,000円	6,000円	参事	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	主幹	4,250円	8,500円	12,750円	4,300円	課長補佐級、 係長級 ※2	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	同	—	44千円	11,000円
管理職員 (身分名)	勤務時間等 ※1			平日 深夜																																		
	休日等																																					
	3時間 以下	3時間超 6時間以下	6時間超																																			
理事等	6,000円	12,000円	18,000円	6,000円																																		
参事	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円																																		
主幹	4,250円	8,500円	12,750円	4,300円																																		
課長補佐級、 係長級 ※2	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円																																		
単身赴任手当	<p>異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給されます。</p> <p>月額 30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 (8,000円～70,000円)</p>	同	—	0千円	0円																																	

宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。 勤務1回につき4,400円(入院患者の病状の急変等に対 処するための医師の宿日直勤務については 21,000円)	同	—	0千円	0円
-------	--	---	---	-----	----

(別紙1) 特殊勤務手当一覧表 令和4年4月1日現在

種類	支給範囲	支給額	支給実績 (令和3年度決算) 千円
医師手当	医療職給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表適用職員」という。）で以下のもの ア 保健医療施策に関する事務を統括する業務に従事する職員 イ 診療所の管理者として、その業務に従事する職員 ウ 国民健康保険家島診療所（以下「家島診療所」という。）において診療業務に従事する職員（イに掲げる職員を除く。） エ 保健所長として、その業務に従事する職員	月額 264,200円	16,534千円
	医療職給料表適用職員で、アからエまでに掲げる職員以外の職員	月額 223,200円	
獣医師手当	(1)と畜検査業務に専ら従事する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 10,000円	2,215千円
	(2)野犬その他不用犬の処分を担任する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 6,000円	
	(3)動物園に勤務する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 4,000円	
建築主事手当	建築主事として、その業務に従事する職員	月額 5,000円	180千円
電気主任技術者手当	電気工作物の取扱いについて、電気事業法第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状又は同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状の交付を受けていることを要する業務に従事する職員	月額 5,000円	0千円
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額 3,000円	1,556千円
交替制勤務手当	(1)技能労務職給料表の適用を受ける職員（以下「技能労務職給料表適用職員」という。）で、ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は下水処理に関する事務を所掌する組織に属するもののうち、日勤（夜勤以外の勤務をいう。）及び夜勤（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。）(2)及び(3)において同じ。）に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額 2,000円	702千円
	(2)市役所の位置に関する条例(昭和22年姫路市条例第6号)に規定する市役所の庁舎の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務（(1)に規定する勤務を除く。）(3)において同じ。）に従事するもの	月額 1,500円	
	(3)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は特別史跡姫路城跡の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務に従事するもの	月額 500円	
賦課徴収手当	(1)職員が市税の納税義務者又は国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って行う市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合	1日につき 250円	719千円
	(2)職員が市営住宅使用料、住宅建設資金貸付金等の償還金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、都市計画下水道事業区域外流入分担金、コミュニティ・プラント使用料、コミュニティ・プラント事業分担金、集落排水処理施設使用料又は集落排水事業分担金の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って滞納に係るこれらの使用料、償還金、負担金又は分担金を徴収する業務に従事した場合	1日につき 300円	
	(3)職員が市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の捜索又は差押物件の封印若しくは引揚げに従事した場合	1日につき 250円	
移転補償等交渉手当	職員が建設物等の移転若しくは除却、これらに伴う損失の補償、用地の取得又は不法占有されている市有財産若しくは国有財産の明渡しに関する交渉に従事した場合	1日につき 250円	336千円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司又はこれらの者の業務と同様の業務を行う職員が訪問指導、相談、措置等の現業又はそれらの指導監督業務に従事した場合	1日につき 250円	6,460千円

行旅死亡人等取扱手当	(1) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事務を所掌する組織に属する職員が行旅死亡人（救護施設等に収容する途中で死亡した行旅病人を含む。以下同じ。）の死体を直接取り扱う業務に従事した場合	1体につき	1,500円	9千円
	(2) (1)に規定する職員が救護施設等に行旅病人を直接収容する業務に従事した場合	1回につき	1,000円	
	(3) (1)に規定する職員が行旅死亡人の死体の処理作業の指示又は死体の身元確認のため現場に立ち会う業務に従事した場合			
エックス線照射手当	診療エックス線技師又は診療放射線技師がエックス線を人体に対して照射する作業に従事した場合	1日につき	250円	36千円
検査手当	(1) 職員が細菌の検菌、培養等細菌学的検査又は理化学検査に従事した場合	1日につき	200円	661千円
	(2) 公害対策に関する事務を所掌する組織に属する職員が事業所等に立ち入って、悪臭物質（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質をいう。）又はし尿浄化槽内の汚水等に係る検体の採取に従事した場合			
	(3) 保健師、看護師又は准看護師が採血業務に従事した場合			
	(4) 獣医師（獣医師手当の支給を受ける者を除く。）がと畜検査に従事した場合	1日につき	500円	
訪問指導手当	(1) 職員が地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第11項に掲げる事項につき、同号に規定する者を訪問して行う指導に従事した場合	1日につき	200円	467千円
	(2) 職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する、精神障害者及びその家族等を訪問して行う指導に従事した場合			
	(3) 職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条、第17条又は第19条に規定する訪問指導に従事した場合			
	(4) 職員が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合			
	(5) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14に規定する家庭訪問指導に従事した場合			
感染症予防等作業手当	医師以外の職員が次の(1)から(3)までに掲げる業務に従事した場合			
	(1) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症又は検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の病原体が付着した物件又はその疑いのある物件の処分	1日につき	300円	10,486千円
	(2) 感染症の患者の移送その他感染症の患者と直接対応する業務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14に規定する家庭訪問指導を除く。）			
	(3) 感染症の病原体に汚染された区域又はその疑いのある区域において行う患家の消毒、疫学調査その他の業務			
	職員が次の(4)及び(5)に掲げる業務に従事した場合			
(4) 新型コロナウイルス感染症の感染者等を収容する病院及び宿泊施設の内部その他これらに準ずる場所と市長が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるもの	1日につき	3,000円	（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合は、4,000円）	
(5) 新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う業務又はこれに準ずる業務であって、市長が定めるもの	1日につき	1,000円	（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う業務に長時間にわたり従事した場合は、1,500円）	

狂犬病予防作業手当	(1) 行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職給料表適用職員」という。）が狂犬病の予防注射又は当該予防注射のために犬を静止させる作業に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	200円	0千円
	(2) 行政職給料表適用職員が犬等の死体の焼却処分に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	400円	
往診手当	(1) 医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが家島診療所外において診療業務に従事した場合	1回につき	6,000円	0千円
	ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下この項、休日夜間診療手当の項及び輸送艇業務手当の項において同じ。）である場合	1回につき	4,000円	
	イ. 勤務した時間の全部又は一部が夜間（午後6時から午後10時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合（アに掲げる場合を除く。）	1回につき	2,000円	
	ウ. ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき	2,000円	
往診手当	(2) 家島診療所に属する看護師又は准看護師が家島診療所外において診療の介助業務に従事した場合	1回につき	600円	0千円
	ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合	1回につき	400円	
	イ. 勤務した時間の全部又は一部が夜間である場合（アに掲げる場合を除く。）	1回につき	200円	
	ウ. ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき	200円	
休日夜間診療手当	(1) 医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが、勤務した時間の全部又は一部が勤務を要しない日又は休日等である診療業務に従事した場合	1回につき	4,000円	0千円
	(2) (1)に規定する職員が勤務した時間の全部又は一部が早朝（午前6時から午前8時までの間をいう。）、夜間又は深夜である診療業務（(1)に規定する業務を除く。）に従事した場合	1回につき	3,500円	
	ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合	1回につき	3,000円	
	イ. アに掲げる場合以外の場合	1回につき	3,000円	
検案手当	(1) 医療職給料表適用職員が行旅死亡人の検案に従事した場合	1回につき	10,000円	0千円
	(2) 医療職給料表適用職員以外の職員が(1)の職員の助手として(1)に規定する業務に従事した場合	1回につき	1,500円	
水族館槽内作業手当	(1) 職員が10月1日から翌年の5月末日までの間における水族館の水槽内における潜水作業に従事した場合	1日につき	300円	0千円
	(2) 職員が水族館のろ過槽内における沈砂の洗浄作業に従事した場合	1日につき	200円	
清掃作業手当	(1) 道路の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が次に掲げる業務に直接従事した場合	1日につき	450円	3,268千円
	ア. 道路の側溝若しくは溝きよのしゅんせつ又はこれに伴う汚泥の収集			
	イ. 道路の維持又は管理に伴う不法投棄物等の収集			
	(2) 技能労務職給料表適用職員が公衆便所の清掃、管きよのしゅんせつ又は便所から排出された下水の処理に直接従事した場合（(1)に掲げる場合並びに汚物処理現場作業手当及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	200円	
(3) 特別史跡姫路城跡、市有霊苑又は都市公園その他の公園の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合（(2)に掲げる場合及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。）				
(4) 動物園に勤務する技能労務職給料表適用職員が畜舎の清掃に従事した場合				

葬儀作業手当	(1) 技能労務職給料表適用職員が霊きゅう自動車による死体の輸送作業に従事した場合	1体につき	900円	9,229千円
	(2) 技能労務職給料表適用職員が遺体の火葬作業に従事した場合	1体につき	200円	
	(3) 技能労務職給料表適用職員が収骨作業に従事した場合	1体につき	300円	
	(4) 技能労務職給料表適用職員が小動物の火葬作業に従事した場合	1日につき	400円	
特殊自動車運転手当	技能労務職給料表適用職員が建設機械、大型特殊自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第27の項に掲げる大型特殊自動車をいう。）、街路清掃車、農耕用トラクター又は草刈用トラクターの運転に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	200円	168千円
乳剤舗装作業手当	技能労務職給料表適用職員が道路舗装用乳剤の撒布作業又は合材作業に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	250円	380千円
汚物処理現場作業手当	(1) ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合	1日につき	600円	28,901千円
	(2) 溝きよ等のしゅんせつに伴う汚泥及びびがれき等の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が当該汚泥及びびがれき等の収集作業に直接従事した場合			
	(3) し尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がし尿の収集作業に直接従事した場合	1日につき	1,150円	
	(4) ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又はし尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ又はし尿（以下この項において「汚物」という。）の処理施設内において、汚物の処理作業に直接従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合並びに下水処理現場等作業手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	550円	
	(5) (1)から(4)までに規定する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ収集に係る分別指導業務又は汚物の処理施設の維持、監視若しくは点検に係る業務に従事した場合（(1)から(4)までに掲げる場合及び下水処理現場等作業手当が支給される場合を除く。）	1日につき	200円	
	(6) 行政職給料表適用職員が次に掲げる作業に直接従事した場合 ア. 汚物の付着した汚物処理機器その他これに付随する設備の点検又は補修 イ. 汚物の収集運搬車の車体下で仰向けに寝た状態で行う当該収集運搬車の点検又は補修 ウ. ごみ処理場に搬入されたごみの調査分析 エ. 不法投棄物件の撤去			
下水処理現場等作業手当	(1) 技能労務職給料表適用職員が下水処理場（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における、汚物を最終的に処理するための施設を含む。以下同じ。）の沈砂池、沈殿池若しくはばっ気槽内若しくは下水清掃用バキューム車（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における汚水清掃用バキューム車を含む。以下同じ。）のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設におけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業（スクリーンの清掃装置の操作によるごみ等の除去作業を除く。）に従事した場合	1勤務につき	400円	
	(2) 技能労務職給料表適用職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業（運搬車へのごみ、泥等の積込作業を含む。）又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合を除く。）	1勤務につき	200円	
	(3) 技能労務職給料表適用職員が下水処理、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水の排除のために設けられた管きよ、ます若しくはマンホール（以下この項において「下水の管きよ等」という。）に立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きよ等の清掃作業に従事した場合	1日につき	700円	

	(4) 行政職給料表適用職員が汚泥等の付着した下水処理機器、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水処理機器その他これらに付随する設備の点検若しくは補修又は供用を開始した下水の管きよ等に立ち入って行うこれらの施設の点検若しくは補修に直接従事した場合	1日につき 200円	33千円
害虫駆除作業手当	職員が害虫駆除のための薬剤の撒布作業、害虫発生源の除却作業又はこれらの作業の監督業務に従事した場合	1日につき 250円	105千円
危険現場作業手当	(1) 行政職給料表適用職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所や管工の監督業務に従事し、又は工場等の煙突の地上10メートル以上の箇所や排煙等に係る検体の採取に従事した場合	1日につき 200円	1,335千円
	(2) 行政職給料表適用職員が労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において施設の点検、整備その他の作業に従事した場合		
	(3) 消防職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく立入検査の業務に従事した場合		
	(4) 技能労務職給料表適用職員が都市公園等において動力草刈機、チェーンソー等の動力機器を使用して、樹木のせん定若しくは伐採又はのり面の除草作業に直接従事した場合	1日につき 300円	
輸送艇業務手当	(1) 職員が救急患者を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき 300円	170千円
	(2) 職員が遺体を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき 900円	
出動手当	(1) 消防職員が火災の消火活動に従事した場合	1回につき 機関員 400円 その他の者 300円	22,560千円
	(2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置の業務に従事した場合	1回につき 500円	
	(3) 消防職員が次に掲げる救急活動に従事した場合（（2）に掲げる場合を除く。） ア. 医療機関その他の場所への傷病者の搬送 イ. 医師の管理下に置かれるまでの間にある傷病者の応急手当	1回につき 機関員 250円 その他の者 200円 (救急救命士の資格を有する者の場合にあっては、それぞれの額に100円を加算した額)	
	(4) 消防職員が救助活動に従事した場合	1回につき 機関員 400円 その他の者 300円 (潜水器具を装着し、潜水作業を実施した者の場合にあっては、それぞれの額に100円を加算した額)	
夜間特殊業務手当	消防職員が正規の勤務時間による深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）の勤務として通信業務、望楼業務又は受付業務（以下この項において「通信業務等」という。）に従事した場合	1勤務につき 550円	941千円
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は市長が認定したものに直接従事した場合	1日につき 500円	0千円

教員特殊業務手当	(1)学校の管理下での非常災害時等の緊急業務	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災復旧の業務	1日につき	8,000円	10,819千円
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1日につき	7,500円	
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	1日につき	7,500円	
	(2)修学旅行、林間・臨海学校等で、児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1日につき	5,100円		
	(3)対外運動競技等で児童・生徒を引率して行う業務で泊まりを伴うもの又は勤務を要しない日、休日に行うもの	1日につき	5,100円		
	(4)学校の管理下での部活動における児童・生徒に対する指導業務で、勤務を要しない日、休日等に行うもの	1日につき	3,600円		
	(5)入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	1日につき	1,500円		
教育業務連絡調整手当	教務部長、学年主任、生徒指導部長又は進路指導部長の職務を担当する教諭が当該担当業務についての連絡調整および指導助言に当たった場合	1日につき	200円		590千円
理化学検査手当	職員が劇薬を取り扱って水質検査に従事した場合	1日につき	200円		0千円

(注) 手当ごとに千円未満の額を四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある。

(別紙2) 特殊勤務手当一覧表 (上下水道局 (水道事業)) 令和4年4月1日現在

種類	支給範囲	支給額	支給実績 (令和3年度決算)
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額 3,000円	216千円
交替制勤務手当	技能労務職給料表の適用を受ける職員で、浄水場に勤務するものうち、日勤(夜勤以外の勤務をいう。)及び夜勤(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。)に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額 2,000円	386千円
活性炭攪拌手当	職員が活性炭ポッパの攪拌に従事した場合(1日2回までに限る)	1回につき 200円	254千円
緊急呼出手当	職員が正規の勤務時間外に突発事故の発生により招集を受け、緊急工事に係る業務に従事した場合 (1)深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)を含まない場合 (2)深夜を含む場合	1回につき 1,000円 1回につき 1,500円	142千円
検査手当(理化学検査手当)	職員が劇薬を取り扱って水質検査に従事した場合	1日につき 200円	221千円
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は管理者が認定したものに直接従事した場合	1日につき 500円	0千円

手当ごとに千円未満四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある